

隠岐の島町 お知らせ便

第353号（令和4年6月9日発行）
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

※新型コロナウイルス感染状況により、内容が変更となる場合があります。

掲載記事一覧

- ①低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内
- ②「たなばた会」の開催について
- ③乳がん集団検診の実施について
- ④6月23日～29日は男女共同参画週間です
- ⑤令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内
- ⑥太陽光発電システムへの補助金について
- ⑦木質ペレット熱利用設備への補助金について

⑧歯周疾患検診の実施について

【別冊】

- ⑨自衛官等の募集について
- ⑩塩分測定器の貸し出しについて
- ⑪第6回夏の花火祭りの開催について
- ⑫第6回夏の花火祭り屋台出店者募集について
- ⑬猫の飼育マナーについて
- ⑭島づくり人材養成大学の受講者募集について
- ⑮公民館つなGO！ウォーク～あじさいウォークについて～
- ⑯関係人口ってなんだろう

① 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、失業や収入減少、食費等の物価高騰等による家計の悪化に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援する観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します。

※令和3年度に同様の給付金を受給された方も、今回の支給対象となります。

【支給対象者】

次の①～③のいずれかに該当するひとり親世帯の方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当

受給者の方

- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない方
 - ③令和2年2月以降に家計が急変し、収入（任意のひと月分×12ヶ月で算出）が基準額よりも低くなっている方
- ※児童1人のみを養う父または母の場合の基準額…365万円

【支給額】

児童1人当たり一律5万円

※児童・・・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満であって政令で定める程度の障がいのある状態にある者

【申請方法】

●支給対象①に該当の方

申請の必要はありません。令和4年6月17日（金）に児童扶養手当振込口座に支給予定です。

※事前に『受取拒否の届出書』を提出された方への支給は行いません。

●支給対象②に該当の方

申請書に、令和2年の年間収入額がわかる書類（年金額改定通知書、令和3年度課税証明書等）を添えて申請してください。

●支給対象③に該当の方

申請書に、令和2年2月以降の任意のひと月分の収入額がわかる書類（給与明細書、年金額改定通

知書等）を添えて申請してください。

【申請受付】

役場保健福祉課児童福祉係

※申請書は保健福祉課窓口にご用意しています。

【申請期間】

令和5年2月28日（火）まで

問 役場保健福祉課児童福祉係

TEL 2・8577

② 「たなばた会」の開催について

隠岐の島町図書館で「たなばた会」を開催します。

時 7月2日（土）午後3時から

所 隠岐の島町図書館 研修室

内 絵本の読み聞かせ、短冊作りなど

対 幼児・小学校低学年、保護者

先着15名まで

※参加は無料ですが、図書館まで申込みが必要です。（電話、FAX、メールで受け付けます。参加者名・年齢・保護者名・連絡先をお伝えください）

締 7月1日（金）

問 隠岐の島町図書館

TEL 2・2341

③ 乳がん集団検診の実施について

乳がんの集団検診を実施します。対象の方で受診を希望される方は、予約をお願いします。

● 予約方法

役場保健福祉課まで、電話で予約を入れてください。

● 予約期間

7月4日(月)～7月15日(金)まで

予約の際は、住所・氏名・生年月日・連絡先をおたずねします。日程・時間調整後、予約日時を、はがきでお知らせします。

※定員に達した時点で予約を締め切ります。ご了承ください。

【40歳以上の方】

● 対象者

隠岐の島町に住所を有する、40歳以上の方で生まれ年が和暦偶数年の方(例：昭和54年・52年・50年：生まれ等)

● 料金 1,300円

※生年月日により無料になる場合があります。(※別表1)

● 検診日程

下記の日程表をご覧ください。

● 検診内容

問診、マンモグラフィ検査

【30歳代の方】

30歳代の方は、乳房超音波検査(エコー検査)検診で実施します。

※30代の乳がん検診は、昨年度までマンモグラフィとエコーの併用検診でしたが、今年度よりエコーのみの検診となりますので、ご了承ください。

● 対象者

隠岐の島町に住所を有する、30歳から39歳の方で、生まれ年が和暦偶数年の方(※別表2)

● 料金 1,500円

● 検診日程

40歳以上の検診日程のうち、8月22日(月)～8月26日(金)

※30歳代の乳がん検診は、集団検診のみです。ご注意ください。

● 場所 隠岐の島町役場

【和暦奇数年生まれの方】

予約締め切り後、予約枠に余剰がある場合に限り、予約を受け付けます。

● 予約期間

7月19日(火)～7月21日(木)

に役場保健福祉課へお問い合わせください。

● 集団検診に関する注意

集団検診はバス検診です。次に当てはまる方で集団検診の受診が困難な方は、隠岐病院での個別検診の機会をご利用ください。
・お一人でステップの昇降が不可能な方
・マンモグラフィ撮影及びその前後の時間(10分弱程度)に、お一人で立位を保つことが不可能な方

● 新型コロナウイルス感染症の状況により実施に変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

TEL 2・8562 問 役場保健福祉課健康係

令和4年度 乳がん集団検診日程表
※30代の方は8月22日(月)～26日(金)のみ

検診月日	検診会場	検診時間
8月15日(月)	隠岐の島町役場	13:30～18:00
8月16日(火)	隠岐の島町役場	9:00～11:30
8月17日(水)	隠岐の島町役場	9:00～11:30
	五箇地域福祉センター	13:30～16:30
8月18日(木)	中老人福祉センター	9:00～10:30
	都万保健センター陽里	13:30～16:30
8月19日(金)	隠岐の島町役場	9:00～11:00
8月22日(月)	隠岐の島町役場	13:30～17:00
8月23日(火)	隠岐の島町役場	9:00～11:30
		13:00～16:30
8月24日(水)	隠岐の島町役場	9:00～11:30
		15:00～18:00
8月25日(木)	隠岐の島町役場	9:00～11:30
		13:00～16:30
8月26日(金)	隠岐の島町役場	9:00～11:00

(※別表1) 令和4年度乳がん検診 無料対象者表
昭和56年1月1日～昭和56年12月31日生
昭和52年1月1日～昭和52年12月31日生
昭和48年1月1日～昭和48年12月31日生
昭和44年1月1日～昭和44年12月31日生
昭和40年1月1日～昭和40年12月31日生
昭和36年1月1日～昭和36年12月31日生
(※別表2) <30歳代の乳がん集団検診対象者>
平成4年1月1日～平成4年4月1日生まれ
平成2年1月1日～平成2年12月31日生まれ
昭和62年1月1日～昭和62年12月31日生まれ
昭和60年1月1日～昭和60年12月31日生まれ
昭和58年4月2日～昭和58年12月31日生まれ

④ 6月23日～29日は男女共同参画週間です

男女共同参画推進本部は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

● 令和4年度キャッチフレーズ

令和4年度の男女共同参画週間キャッチフレーズは『あなたらしい』を築く、「あたらしい」社会へです。

「男女共同参画社会」を実現するためには、行政だけでなく、皆一人ひとりの取組が必要です。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できるまちづくりについて、この機会に考えてみませんか？

TEL 2・8570 問 役場地域振興課 政策企画係

記号の説明 時＝日時 所＝場所 対＝対象・定員 申＝申し込み 内＝内容 問＝問い合わせ ￥＝費用・参加費 締＝締め切り 出＝出演・講師・指導 他＝その他 持＝持ち物

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

【※ご注意】令和4年度の本給付金は令和3年度に対象であった世帯（既に給付金の支給を受けた世帯、未申請又は支給辞退世帯を含む）は対象外です。

令和4年度から新たに世帯全員が非課税となった世帯のみ対象となります。

令和4年度（令和3年分）の課税状況に基づき支給対象と思われる世帯主に対して、支給要件に該当するかを確認するため、「支給要件確認書」を6月中旬から順次発送いたします。回答期限までに同封の返送用封筒にて、ご返送願います。

●支給対象世帯①

「住民税非課税世帯」

次の要件を全て満たす世帯

○世帯全員が令和4年6月1日時点で隠岐の島町に住民票がある。

○世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である。

※住民税が課税されている方から世帯全員が扶養を受けている世帯は給付対象外です。

●確認書回答期限

令和4年9月30日（金）

※回答期限までに提出が無い場合は、本給付金の支給を辞退したとみなしますので、ご注意ください。

●支給対象世帯②

「住民税非課税世帯（世帯の中に令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合）」（※申請書の提出が必要となります。）

次の要件を全て満たす世帯

○上記、支給対象世帯①と同様の要件を満たす世帯

●支給対象世帯③

「家計急変世帯」（※申請書の提出が必要となります。）

次の要件を全て満たす世帯

○申請時点で隠岐の島町に住民票がある

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、上記、支給対象世帯①と同様の事情にあると認められる世帯

◆留意事項

住民税均等割課税世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し、住民税均等割が課される者全員のそれぞれの1年間の収入見込額等が、住民税均等割非課税世帯となる水準以下になる世帯です。

※新型コロナウイルス感染症の影響によらない減収は、本給付金の対象外となります。

※1年間の収入見込額は、令和4年1月から令和4年9月までの任意の1ヶ月の収入を12倍した額となります。

（単位：円）

●非課税相当収入限度額は、下表のとおりです。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	930,000	380,000
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	1,378,000	828,000
配偶者・扶養親族（2名）を扶養している場合	1,683,999	1,108,000
配偶者・扶養親族（3名）を扶養している場合	2,099,999	1,388,000
配偶者・扶養親族（4名）を扶養している場合	2,499,999	1,668,000
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999	1,350,000

※住民税が課税されている方から世帯全員が扶養を受けている世帯及び上記①の対象又は、令和3年度に既に受給された世帯は給付対象外です。

●申請書提出期限

令和4年9月30日（金）

●給付金の額

対象となる1世帯当たり、10万円を支給します。

●支給方法

指定の口座に振込予定です。支払通知書は送付いたしませんので、通帳の記帳等でご確認をお願いいたします。

●支給スケジュール

世帯の区分	確認書等 発送日	受付開始日	申請期限
住民税 非課税世帯	6月中旬	6月中旬	9月30日
家計 急変世帯	—	6月中旬	9月30日

※指定口座への振り込みは、確認書等を受理した2週間後を目処に支給いたします。

TEL 2・8561
問 役場保健福祉課地域福祉係

記号の
説明

時＝日時 所＝場所 対＝対象・定員 申＝申し込み 内＝内容 問＝問い合わせ
¥＝費用・参加費 締＝締め切り 出＝出演・講師・指導 他＝その他 持＝持ち物

⑥ 太陽光発電システムへの補助金について

本町では、地球温暖化防止対策の一環として、環境への負荷の少ない自然エネルギーの普及促進を図っています。今年度、住宅用太陽光発電システムを設置される方を対象に補助金を交付します。

●補助対象者

隠岐の島町内において、自ら住宅として使用されている建物、または住居として使用される予定の建物に未使用の住宅用太陽光発電システムを設置される方。
(店舗・事務所などとの兼用は、可能です。)

●補助対象機器

低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の公称最大出力(システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値)が10kw未満であるもの。

●補助金額

太陽電池の最大出力1kwあたり1万円とし、4万円を上限とします。

なお、この補助金は、島根県の「太陽光発電等導入支援事業補助金」を充当します。

●申請期限

令和5年1月31日

TEL 役場環境課生活環境係
2・8565

⑦ 木質ペレット熱利用設備への補助金について

本町では、地球温暖化防止対策の一環として、環境への負荷の少ない自然エネルギーの普及促進を図っています。今年度、木質ペレット熱利用設備を設置される方を対象に補助金を交付します。

●補助対象者

隠岐の島町内に、住所を有する者または事業所を有する法人若しくは団体が、町内施設(住宅、店舗、事務所、農業用ハウス、作業場等)に未使用の木質ペレット熱利用設備(ストーブ・ボイラー)を設置される方。

●補助要件

未使用の木質ペレットストーブ本体または木質ペレットボイラー、設置に必要な煙突・付属品の購入費、及び設置に必要な費用(取付施工費、壁貫通工事費、防火工事費等)。

ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。

●補助金額

補助対象経費の1/2とし、1台あたり40万円を上限とします。(個人の場合は一世帯1台、法人・団体等の場合は2台までとする。)

なお、この補助金は、島根県の「太陽光発電等導入支援事業補助金」を充当します。

●申請期限

令和5年1月13日

※令和5年1月31日までに事業を完了する必要があります。

TEL 役場環境課生活環境係
2・8565

⑧ 歯周疾患検診の実施について

隠岐の島町では、40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の方を対象に、歯周疾患検診を実施しています。

歯周疾患は、歯を失う原因になるだけでなく、糖尿病や動脈硬化をはじめ様々な生活習慣病にも影響を与えます。

この機会に検診を受診し、歯周疾患を予防しましょう。

●実施期間

令和4年6月1日(水)～
令和5年2月28日(火)

●実施場所

町内の歯科医院・歯科診療所

●受診方法

歯科医院へ電話で予約

●当日の持ち物

・通知書(4月に送付)
・保険証

・健康手帳(お持ちの方)

※通知書を紛失された場合は、再発行いたしますので、役場保健福祉課へご連絡ください。

※無料
対 左表のとおり

70歳	65歳	60歳	55歳	50歳	45歳	40歳
昭和26年4月2日～ 昭和27年4月1日生	昭和31年4月2日～ 昭和32年4月1日生	昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日生	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日生	昭和46年4月2日～ 昭和47年4月1日生	昭和51年4月2日～ 昭和52年4月1日生	昭和56年4月2日～ 昭和57年4月1日生

●この検診は、健康づくりポイント対象事業(3ポイント)です。
*令和4年4月1日現在の年齢です。

TEL 役場保健福祉課健康係
2・8562

記号の説明

時 = 日時

所 = 場所

対 = 対象・定員

申 = 申し込み

内 = 内容

問 = 問い合わせ

¥ = 費用・参加費

縮 = 締め切り

出 = 出演・講師・指導

他 = その他

持 = 持ち物

隠岐の島町 お知らせ便

353号

令和4年
6月9日発行

別冊

9 自衛官等の募集について

自衛隊では、次のとおり自衛官を募集します。

【自衛官候補生（陸・海・空）（第2回）】

●応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者

●応募期間

6月24日（金）～

9月7日（水）まで

●試験期日

《筆記試験・適性検査》

9月15日（木）～25日（日）のうち指定する1日（ウェブ試験方式）

《口述試験・身体検査》

10月8日（土）～23日（日）のうち指定する1日

●試験科目

筆記試験（国語・数学・地理歴史・公民及び作文）、口述試験、

適性検査、身体検査及び経歴評定

※経歴評定：多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するものです。該当する資格、免許などは自衛隊島根地方協力本部にご確認ください。

●試験会場

《筆記試験・適性検査》

受付時にお知らせします。

《口述試験・身体検査》

陸上自衛隊出雲駐屯地

●採用予定日

採用予定通知書でお知らせします。

【一般曹候補生（陸・海・空）（第2回）】

●応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者

●応募期間

7月1日（金）～

9月5日（月）まで

●試験期日

9月15日（木）～18日（日）のうち指定する1日

●試験科目

筆記試験（国語・数学・英語・作文）、適性検査
※ウェブ試験方式により実施する場合があります。

●採用予定日

採用予定通知書でお知らせします。

【航空学生（海・空）】

●応募資格

日本国籍を有する高卒者又は高専3年次修了者（令和5年3月修了見込みの者を含む。）

《海上自衛隊》

18歳以上23歳未満の者（令和5年4月1日現在）

《航空自衛隊》

18歳以上21歳未満の者（令和5年4月1日現在）

●応募期間

7月1日（金）～

9月8日（木）まで

●試験期日

9月19日（月・祝）

●試験科目

筆記試験（国語、数学、英語、地理歴史・公民又は理科のうち1科目）、適性検査

●試験会場

松江地方合同庁舎・浜田市内

※但し、試験期日、場所等について、変更・中止される場合があります。

10 塩分測定器の貸し出しについて

役場保健福祉課では、減塩を推進するため公民館や図書館等身近な場所で塩分測定器の貸し出しをしています。

本を借りるように測定器を借りて帰り、家庭で気軽にご自分の汁物の塩分測定ができます。

6月は食育月間です。ぜひこの機会に食生活の改善にお役立てください。

【貸し出し場所】

隠岐の島町図書館、布施公民館、中出張所、五箇公民館、都万公民館、役場保健福祉課

【貸出期間】

1～2週間

問 役場保健福祉課健康係

TEL 2・8562



⑪ 第6回夏の花火祭りの開催について

今年は、3年ぶりに、第6回夏の花火祭りを開催します。

コロナ禍による自粛ムードを吹き飛ばし、隠岐の島町を花火で元気にしたいと考えています。夏の夜に打ち上げられる、迫力ある花火をお楽しみください。

時 7月17日(日) 午後5時～

(雨天・荒天の場合翌日順延)

●花火打ち上げ開始

午後8時00分～

所 西郷港周辺

●花火打ち上げ時の船の通行について

当日の花火打ち上げ時間の前後(19時半～21時)は、西郷港周辺の一部区間で船の通行を制限させていただきますので、ご理解ご協力をお願い致します。

●交通ルール遵守のお願い

当日は、多数の来場者が見込まれますので、会場周辺における交通ルールの遵守にご協力をお願いいたします。特に周辺での路上駐車はくれぐれもお控えください。

問 LIGHT UP OKI 実行委員会(代表・古川)

TEL 090・6832・6438

⑫ 第6回夏の花火祭り屋台出店者募集について

第6回夏の花火祭りでは、当日、会場において、屋台を出店してくださる方を募集しております。

屋台出店を希望される方は以下の問い合わせ先までご連絡ください。募集要項、申込用紙をお渡しします。

問 LIGHT UP OKI 実行委員会(副代表・黒川)

TEL 090・1919・1167

⑬ 猫の飼育マナーについて

現在町内で、猫の多頭飼育、屋外飼育により、近隣住民の方への糞尿被害や所有物が傷つけられるなどの被害が発生しております。

猫の多頭飼育は、不幸な猫、野良猫の原因にもなります。飼い主の方は猫が近隣へ迷惑をかけないように努め、また必要があれば不妊・去勢手術を受けさせて下さい。

人と動物が良い関係でいられるよう、飼い主の皆様のご協力をお願いします。

問 環境課 生活環境係

TEL 2-8565

⑭ 島づくり人材養成大学の受講者募集について

《島づくりのプレイングマネージャーを目指して》

(公財)日本離島センターでは、離島において地域づくりの核となるリーダーの育成を目的として、「島づくり人材養成大学」を開講しており、令和4年度は西ノ島町で開催されます。

全国の離島から参加者が集い、自身は地域づくりの実践者でありながら、周囲を巻きこんでいけるような「プレイングマネージャー」の育成を見据えたプログラムを予定しています。

つきましては、本研修に参加される方を、次のとおり募集いたします。

●開催期間

令和4年10月5日(水)～

7日(金) 2泊3日

●開催場所 西ノ島町

●対象者

地域づくりに取り組んでいる人あるいは地域づくりに関心があり、隠岐の島町在住の方

●参加経費

・交通費の半額を島根県離島振興協議会が補助します。

・そのほか滞在費、教材費、受講料などは離島センターが負担します。

●申込期限

令和4年6月28日(火) 必着

●応募方法等詳しくは、隠岐の島町ホームページをご覧ください。隠岐の島町地域振興課までお問い合わせください。

問 役場地域振興課政策企画係

TEL 2・8570

⑮ 公民館つなGO!ウォーク「あじさいウォーク」について

時 6月26日(日)

午前9時30分から11時頃

※午前9時30分から受付開始

所 卯敷集会所前

内 卯敷川沿いのあじさいや海岸沿いの風景を楽しみながら歩くコースです。

他 体調チェック・準備体操・ウォーキングの実践(約4km)

・飲み物、帽子、タオル等は各自ご用意ください。

・参加料無料で、事前の申込みは必要ありません。

・雨天による中止の場合は、町内放送でお知らせします。

*この講座は、健康づくりポイント対象事業(2ポイント)です。

●共催

役場保健福祉課

隠岐の島町スポーツ推進委員

問 布施公民館

TEL 7・4314

【日時】 2022年 7月3日(日)

18:30~20:45
(入場18:00~)

【場所】

隠岐の島町役場1階
町民ホール

参加
無料

予約
優先

プログラム受講後、**個別
の相談会**も実施します！

※7月4日(月)に希望制で実施予定

関係

地域団体／事業者向けセミナー



本土の人とどうつながる？

つながった後、何ができる？

そもそも関係人口ってなに？

こんな人におススメ！

- ☆島外のファンとつながりたい事業者・地域団体の方
- ☆担い手不足に悩む事業者・地域団体の方
- ☆島外の方々との協働による地域振興、産業振興に興味のある事業者・地域団体の方

ってなんだろう



プログラム

第1部 (70分)

- ①「関係人口」とは (公益財団法人 小笠原啓太氏)
- ②パネルトーク (ゲスト：KUSUBURUHOUSEオーナー岩井明人氏、
隠岐の島町に関心のある本土在住の方)

休憩

第2部 (60分)

- ①「つながり会員」アンケート結果共有
- ②参加者みんなで座談会

Q 「つながり会員」ってなに？

A 隠岐の島町にゆかりのある方や関心をお持ちの方と継続的に関係を構築し、
島外からまちづくりを応援していただく制度です。

お問い合わせ・お申し込み

隠岐の島町役場 地域振興課 定住推進係

TEL : 08512-2-8570

MAIL : chiiki@town.okinoshima.shimane.jp

申し込みフォーム



7月3日(日)開催 地域団体/事業者向けセミナー 「関係人口ってなんだろう」申込書

申込み締め切り
6月30日(木)



郵送にてお申込みの方

〒685-8585 隠岐の島町下西78番地2
隠岐の島町役場 地域振興課 定住推進係 宛

FAXにてお申込みの方

隠岐の島町役場 地域振興課 定住推進係
FAX 08512-2-6005

※事業者/団体につき2名まで参加が可能です。その場合、2名分のお名前をご記入ください。

フリガナ		フリガナ	
お名前 (代表者)		お名前 (同伴者)	
電話番号 ※固定電話も可 (代表者)	()	—	
メールアドレス (代表者)			

所属組織をご記入ください(株式会社〇〇、個人事業主、開業予定など)

当セミナーにお申込みいただいた経緯や、今後本土の方を巻き込んで町内で取り組みたい事業などを、
簡単に構いませんのでご記入ください。

個別相談会 ※7月4日(月) 申し込み状況により日程が変更になる場合があります。

「こんなコトをしてみたいけど何からすればよいかわからない」といったご相談に専門スタッフが対応します。

個別相談会 参加有無 (いずれかにチェックを入れてください)	☐ 参加します ・ ☐ 参加しません
--------------------------------------	--

相談可能時間 ※第二希望まで右の時間帯からご希望の番号を記入してください。

第一希望:	☐	第二希望:	☐	①9:00~9:30	②9:30~10:00
				③10:00~10:30	④10:30~11:00
				⑤11:00~11:30	⑥11:30~12:00

お問い合わせ

隠岐の島町役場 地域振興課 定住推進係
〒685-8585 隠岐の島町下西78番地2 ☎08512-2-8570
メールアドレス:chiiki@town.okinoshima.shimane.jp